

平成 29 年 2 月 17 日

写)

安全保障貿易管理課 青木課長補佐殿、飯泉法規係員殿  
安全保障貿易審査課 伊藤統括審査官殿、中村上席審査官殿  
安全保障貿易管理課 桑原係長殿

運用通達 3 の項（貨物等省令第 2 条第 2 項第七号及び第九号関連）の解釈新設要望

一般財団法人 安全保障貿易情報センター  
生物・化学兵器製造装置分科会  
主査 藤井 弘史

平成 28 年 2 月 10 日付け 27 貿情セ調（経提）第 12 号にて運用通達 3 の項（貨物等省令第 2 条第 2 項第七号及び第九号関連）の解釈の新設を要望致しましたが、保留の回答とその理由をご連絡いただきました。保留の理由に対するコメントを以下ご連絡するとともに、再度改正要望いたします。本要望書の採用をご検討をお願いします。

1. 保留理由に対するコメント

保留理由	CISTEC コメント
弁は、種類によって個別に対応しなければならないものがあり、保留。	種類により個別に対応するのではなく、JIS で明確に定義されている用語を採用すべきと考えます。

2. 運用通達新設解釈の提案文

3	ケーシング	弁箱（別名ボディともいう。）をいう。
		弁蓋（別名ボンネットともいう。）は含まない。
	ケーシングライナー	ケーシングと共に弁の部分品として用いられ、ケーシングを内容物と接触させないための部分をいう。

3. AG原文の記載（弁）

Casings(valve bodies)とわざわざ、括弧書きが追加されている。

4. 提案理由

ケーシングという用語は、ポンプ、圧縮機、タービンなどでは、一般的に用いられるが、弁においては、一般的に用いられないので、定義を行った。JIS B0100「弁の用語」等に用いられている用語を参照した。ポンプにおいても、JIS B0131「ターボポンプ用語」を参照し、定義を行った。

以上